

令和3年度神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会（書面開催）

委員意見回答一覧（情報提供項目）

委員	項目	意見	回答
小泉（透） 委員	情報提供項目 （資料1）第13次 鳥獣保護管理事業計 画	1. 第12次計画からの主な変更点を了解しました。環 境省の基本指針に沿っており、問題はないと考えます。 2. 第12次計画の成果（計画を達成した事項）、課題（計 画を達成できなかった事項）、改善（13次計画に向けた 改善）は検討されましたか。されていれば、評価結果を 報告してください。	2 鳥獣保護管理事業計画は鳥獣の保護及び管理を図 るための方針や実施体制を示したものであり、数値目 標については、各獣種毎に特定計画において定めてお ります。従って、成果・課題等については当該計画を 参照していただくことと考えております。
小泉（透） 委員	情報提供項目 （資料2）ニホンジ カ管理事業実施計画	1. 実施計画を了解しました。 2. ニホンジカ対策部会、ニホンジカ保護管理検討委員 会の内容を報告してください。	2 今回の書面開催においてはシカ部会の結果は委 員にはご連絡の上ホームページに掲載しております ので、ご確認いただければと存じます。
小泉（透） 委員	情報提供項目（資料 3、4）ニホンザル 管理事業実施計画	1. 実施計画を了解しました。 2. ニホンザル対策部会の内容を報告してください。	2 今回の書面開催においてはサル部会の結果はホ ームページに掲載しておりますので、そちらをご確認 いただければと存じます。
小泉（透） 委員	情報提供項目 （資料5）イノシシ 管理事業の実施状況	1. 実施状況を了解しました。 2. ニホンジカ、ニホンザルの管理事業同様、専門部会 等を設置し、計画、実施、評価の体制強化を図ってくだ さい	2 イノシシは、ニホンジカ及びニホンザルのような 県による個体数管理ではなく、被害の発生状況に応じ た地域による捕獲を基本としていることから、管理の 体制についても差は生じるものと考えますが、実施体 制について引き続き検討してまいります。

委員	項目	意見	回答
小泉(透)委員	情報提供項目 (資料6) 第二種特定鳥獣管理計画の策定作業の延期	1. 報告内容を了解しました。 2. 策定にあたっては、成果(今期計画を達成した事項)、課題(今期計画を達成できなかった事項)、改善(次期計画に向けた改善)を検討し、計画に反映させるようにしてください。	2 改定時においては、今期の成果・課題・改善案について等、ご提案の内容を計画に反映させるようにいたします。
小泉(透)委員	情報提供項目 (資料7) かながわ生物多様性計画の改訂延期及び現行計画期間延長	1. 報告内容を了解しました。 2. 改訂にあたっては、成果(今期計画を達成した事項)、課題(今期計画を達成できなかった事項)、改善(次期計画に向けた改善)を検討し、計画に反映させるようにしてください。	2 改定時においては、今期の成果・課題・改善案について等、ご提案の内容を計画に反映させるようにいたします。
天白委員	情報提供項目 (資料5) イノシシ管理事業の実施状況	イノシシ管理事業について、シカ、サルと異なり、生息実態、モニタリング、捕獲による生態系影響評価などが抜けており、単なる捕獲数の羅列に過ぎない。過去に無秩序な捕獲及び生息地の破壊から県東部の個体群を消失させた反省を活かすべきである。	イノシシは、ニホンジカ及びニホンザルのような県による個体数管理ではなく、被害の発生状況に応じた地域による捕獲を基本としていることから、管理の体制についても差は生じるものと考えますが、実施体制について引き続き検討してまいります。
天白委員	情報提供項目 (資料6及び7) 第二種特定鳥獣管理計画の策定延期、かながわ生物多様性計画の改訂延期及び現行計画期間延長	生物多様性計画及び特定鳥獣管理計画を作業しない理由としてコロナ禍を挙げているが、合理的理由とは信じがたい。世間では劇的にテレワーク化が進んでおり、デスクワークに関しては無駄な会議等がなくなった分むしろコロナ以前より捗るものである。	昨年から、コロナ禍における県の方針に基づき業務応援を行うなど、通常の業務体制とは異なる状況で対応しており、来年度も含め業務執行体制の確保については非常に厳しい状況が続いております。

委員	項目	意見	回答
武生委員	情報提供項目 (資料1)第13次鳥 獣保護管理事業計画	第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の主な変更点として示されている豚熱、鳥インフルエンザなどの野生鳥獣と家畜との間で生じる感染症拡大の問題については、今後も同様な他の感染症などの問題が発生することが予測されます。関係機関との緊密な連絡・調整により適切にご対応ください。	ご指摘のとおり今回、国の指針で示されている内容を遵守するとともに、県機関内におきましても、畜産部局や危機管理部門との円滑な連携をとることで対応を図ってまいりたいと考えております。
佐々木委員	情報提供項目 (資料1)第13次鳥 獣保護管理事業計画	報告資料1の3、主な変更点の野生イノシシの豚熱等の感染症に対する防疫措置に関しては、指導とともに、取り組み易い支援にも力を入れる必要がある。	野生イノシシにおける豚熱の防疫措置の支援については、いただいたご意見を元に、どのような手法が効果的であるか、引き続き検討をしてまいります。
佐々木委員	情報提供項目(資料3、4)ニホンザル管理事業実施計画	ニホンザル管理計画についてのP12「生活被害・人身被害」については、現場の被害状況に対する実数が少ないと感じているので、住民アンケート調査など、被害の実態を把握する工夫が必要と考える。	ニホンザルを含めた野生鳥獣の生活被害については「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」として市町村からの報告に基づき集計しています。調査方法については、県内で統一的な手法で実施することが必要と考えられるため、上記調査以外を用いておりません。なお、被害の実態をより正確に把握するために、市町村を通じて、地域に対し上記調査へのさらなる協力やその他の手法の活用を併せて求めてまいります。

委員	項目	意見	回答
三谷委員	情報提供項目（資料3、4）ニホンザル管理事業実施計画	<p>個体数調整以外の施策について、実施した対策の内容と効果について評価できる記載がほとんどありません。例えば、市町村が実施する追い払いの効果測定のために、県が装着したGPS首輪調査による行動圏は重要な資料となります。評価した結果を市町村にフィードバックすることが、追い払い技術向上のために必須です。例えば、10頁の表5は、単なる行動圏調査ではなく対策の効果測定という位置づけにシフトさせ、GPS首輪の装着・稼働状況の項目を作って示した方がよいと思います。</p> <p>また、餌づけ（餌やり）対策を計画に明記して頂きたいです。餌やりは、地域住民による被害対策の努力を台無しにするものだと思います。ただし、啓発普及用の掲示、配布物によるメッセージで行動が変わるのは、野生動物に少しは関心がある人だと思います。また、目の前で動物に餌をねだられると、ダメとわかっているにもかかわらずやってしまう方がいると思います。世間一般、多くの方は野生動物の問題にあまり関心や知識がないと考えられます。そういった方達にも行動を変えて頂くためには、罰則、監視カメラ、県知事など著名人からのメッセージ（「餌やりゼロ、神奈川県」）などが必要だと思います。</p>	<p>GPS首輪等を用いた行動圏等の調査結果については、報告書の形で毎年度市町村に提供しております。また、サル直近の位置情報を地図上で閲覧できる「アニマルマップ」を共有しており、地域における追い払い活動に活用していただいているところです。GPS首輪の装着・稼働状況も随時共有しております。これらの情報については、今後も継続して市町村と共有し対策に活用してまいります。</p> <p>対策の効果測定について、より詳細な解析が必要となるため、今後、大学等の研究機関の御協力も得ながら進めたいと考えております。</p> <p>餌付けの防止周知については、いただいたご意見を元に、どのような手法が効果的であるか、引き続き検討してまいります。</p>

委員	項目	意見	回答
すとう委員	情報提供項目 (資料5) イノシシ 管理事業の実施状況	イノシシの被害に増加傾向のみられる横須賀三浦地域に関して、県は葉山町において地域ぐるみの対策を進めているところだが、横須賀市、逗子市、葉山町にまたがる二子山山系の問題として、広域で対策を進める必要があるとの意見を自治体より頂いている。県の対策の横展開等を通じ、県のイニシアティブで広域的対策を進めるべきではないか。	横須賀三浦地域における野生イノシシについては、生息分布が拡大した場合、甚大な農作物被害等が発生するおそれがあることから、県として地域全体と連携し、捕獲体制の構築やモニタリング、新技術の実証・共有等の取組を行ってまいりました。今後も個体数の減少及び生息分布の縮小を図るための広域的な対策について、引き続き実施してまいります。
長澤委員	情報提供項目 (資料2) ニホンジカ 管理事業実施計画	<p>P6～8</p> <p>(2) 個体数調整の計画</p> <p>保護管理区域においては、管理捕獲における捕獲の実績数及び直近の生息密度調査、各地域の被害状況をもとに設定する、とのことですが、密度の高さや被害の大きさを合わせて表示して頂けると有り難いです。(1) 個体数調整の方針で考え方は把握できるものの、捕獲の計画頭数だけでは、なぜその地域でその計画頭数を捕獲する必要があるのか理解をするのが難しい状況です。</p> <p>P10</p> <p>(ii) 民間事業者等への委託による管理捕獲 表Ⅱ-1-4</p> <p>岳ノ台や明神ヶ岳など山岳地での巻狩りが新たに入っているようです。実施可能なのか素朴な疑問があるとともに、明神ヶ岳は特に(岳ノ台もそれなりに)登山の人気コースともなっていることから、登山者への理解を</p>	<p>(上段)</p> <p>捕獲の計画等数は、各市町村が生息密度調査の結果、被害状況及び県が提供する資料を参考に決定しています。本計画では各市町村の計画内容を個別に掲載はしていないため、必要に応じて各市町村計画をまとめた地域計画を提供するようにいたします。</p> <p>(下段)</p> <p>明神ヶ岳、岳ノ台ともに、林道等から捕獲実施者の配置が可能であり、過年度にも捕獲を実施しております。また、捕獲実施日には登山口等に幟旗や横断幕を設置するとともに、往来する登山者へは可能な限り捕獲実施について説明をするようにしています。</p>

委員	項目	意見	回答
		<p>得る必要があると感じました。</p>	
<p>畠山委員</p>	<p>情報提供項目 (資料2) ニホンザル管理事業実施計画</p>	<p>1. 令和3年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画について 来年度以降の実施計画に以下の点を反映していただけたらと思います。</p> <p>(1) 「管理困難な群れの除去」とする判断の客観性を明確にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害について 被害面積、被害額のみが記載されていますが、全体の耕作地の面積と被害面積の占める割合を記載して、それが他府県の除去対象としている被害面積の割合と比べてどうなのかを示していただきたい。被害額も同様に全体の出荷額と被害額の占める割合を記載して、それが他府県の除去対象としている被害額の割合と比べてどうなのかを示していただきたい。 ・生活被害、人身被害について こちらも対象地域の人口に対する割合、他府県との比較を示していただきたい。 	<p>(1) 群れの除去の判断は、鳥獣総合対策協議会や同協議会サル専門部会において、学識者、市町村、農協等関係団体の意見を聴きながら、やむを得ないと判断された群れのみについて決定しております。</p> <p>なお、決定に当たっては農作物被害、生活・人身被害の状況のみならず、対策の実態を踏まえた中で各地域の状況において総合的に判断しております。</p> <p>(2) 他地域からの群れの流入を防ぐため、電気柵の設置等、必要な措置を実施することで、対象地域の住民が継続して被害防除対策に取り組むよう仕組みづくりを含めて、県としては技術支援や財政的支援を行ってまいります。</p> <p>(3) 夜間の追い上げについての提案でございますが、追い上げ途上にある地形的に崖地や林地などが含まれるため夜間の作業には作業員の危険が伴うこと</p>

委員	項目	意見	回答
		<p>(2)「管理困難な群れの除去」後の対応について 対象地域のニホンザルの群れを全て除去したからといって、その地域の環境が変わらない限り、他の地域からニホンザルはまた流入します。対象地域の住民の方々に 対する継続的な被害防除対策の実施をしていく必要があるか と思います。</p> <p>(3)被害防除対策の追加検討 現状の追い上げや捕獲、防護柵の設置等の対策だけでは被害を 防げていないのが現状かと思います。ニホンザルが生息して いく上で必要な条件は、採食・給水・休息・繁殖の4つの条件 があるかと思います。現状の対策は捕獲を除けば、採食条件を 阻止する対策かと思います。給水場所から追いやることや繁殖 を阻止することは困難かと思いますが、夜間の休息時に追い上げ を実施することは可能かと思います。4つの条件が揃わないと 生息していくことができないので、追加検討の価値のある対策 かと思います。また夜間の休息時に追い上げの実施はニホンザル だけでなく、ニホンジカ、イノシシに対しても有効である可能性 があるかと思います。</p>	<p>や、また住宅地でも騒音などの問題があることなど、様々な条件にも よりますが、実施が可能であるかを十分に検討したうえでの参考と させていただきます。</p>

委員	項目	意見	回答
吉武委員	情報提供項目 (資料5) イノシシ 管理事業の実施状況	イノシシの確認が東部にも広がっていて、街なかへ出てくるようにならないか不安です。近隣住民・商店街等への注意喚起も必要になるのでは、と感じています。	イノシシの市街地への出没時の対応を整理したマニュアルについて、現在策定を進めております。
吉武委員	情報提供項目 (資料7) かながわ 生物多様性計画の改訂 延期及び現行計画 期間延長	かながわ生物多様性計画改定延期については、コロナ禍を経験し、多くの人たちが身近な自然環境へ関心を寄せたこともあるので、よりいっそう「生活基盤となる生物多様性」「日常と非日常の自然を体感できる神奈川」など、県民に理解を促すような取り組みになることを願っています。	改定の際はご意見を踏まえ取り組んでまいります。
倉本委員	情報提供項目 (資料7) かながわ 生物多様性計画の改訂 延期及び現行計画 期間延長	「かながわ生物多様性計画」の改定延期及び現行計画期間延長について 日程については理解いたしました。 第2回検討委員会会議で示される課題に対する事務局案を活用して研究室の学生たちと一緒に課題についての対応を考えてみたいと考えています。現在、東京都のゼロドラフトの読み合わせをしており、学生が現実の世界に関心を持ち社会に出てからも生物多様性に関心を持ち続けるとともに、地域戦略のファンを増やせたらと考えています。	多様な主体が生物多様性保全に取り組むことや大学等と生物多様性に関する情報を相互に共有しながら取組に活用していくことは、現行「かながわ生物多様性計画」15 ページでも課題として位置付けており、戴いたご意見を今後の参考とさせていただきます。